

## 第十回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求期限が迫っています

平成27年4月1日より、第十回特別弔慰金の請求を受け付けています。期限を過ぎると受け取れませんので期限内に請求を済ませてください。すでに請求をされた方は国債交付まで今しばらくお待ちください。

### 《支給対象者》

平成27年4月1日（基準日）において、公務扶助料や遺族年金等の受給権を有する遺族がいない場合、次の順番によるご遺族1名に支給されます。

- ① 弔慰金受給権者
  - ② 戦没者等の子
  - ③ 戦没者等の父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
- ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件により順番が入れ替わります。
- ④ 上記①～③以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者等の死亡当時まで1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

《支給内容》 額面25万円（5年償還の記名国債）

《請求期限》 平成30年4月2日

《請求窓口・お問い合わせ先》

社会福祉課、又は各支所窓口係

《持参するもの》

- ・マイナンバーのわかるもの ・印鑑
- ※請求手続きには時間がかかります。
- ※戦没当時の家族状況がわかる資料や、戸籍、前回は受給者は裁定通知書など、受給歴のわかるものがあればご持参ください。

☎社会福祉課 社会福祉係 担当：日野  
☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130



制度に関するお知らせ

## 行政情報

## 平成30年度 安芸高田市奨学金 奨学生募集

学習の意欲がありながら、経済的理由で高校・大学・その他の学校へ修学することが困難な方へ、修学上必要な学資金の一部を貸し付けます。

### 《奨学生の資格条件》

- ・奨学金貸付を希望する本人、又は扶養している家族が1年以上市内に住所を有している
- ・高等学校や大学などに在学している
- ・経済的理由で修学が困難である者として、市が定める基準に該当している
- ・学習状況が良好である
- ・国や地方公共団体などが行っている他の奨学金を受けていない
- ・連帯保証人を2名立てられる

### 《手続きに必要なもの》

- ・奨学金貸付申請書
- ・本人が生計を営む場合は本人の、本人以外の場合は世帯全員の所得を証明する書類
- ・在学証明書
- ・世帯全員の住民票
- ・個人情報閲覧に関する同意書

### 《受付期間》

2月1日（木）～4月20日（金）

### 《奨学金の申請書設置場所及び提出先》

教育委員会事務局教育総務課（クリスタルアージュ3F）  
※郵送での提出はできません。  
※申請書は市のホームページからダウンロードもできます。

### 《貸付の決定》

収入状況などをもとに、安芸高田市奨学金審査会で審査の上、可否を決定し、その結果を申請者へ通知します。（6月下旬頃）

### 《奨学金返還免除》

平成29年4月より若者定住促進の取り組みとして、市の奨学金を利用されていた方に対し、一定の要件を満たしている場合は「奨学金返還金を免除する制度」を創設しています。詳しくはお問い合わせください。

☎教育総務課 総務係 担当：下中

☎お太助フォン 42-0049 ☎42-4396



## 人事行政の運営などの状況

地方公務員法、及び安芸高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、給与などの状況を公表します。詳細については、市ホームページでご覧いただけます。

### 職員の任免及び職員数に関する状況

■職員の採用状況（H28年4月2日～H29年4月1日）

| 職種    | 大卒程度 | 短大卒程度 | 高卒程度 | 身体障害者対象 | 割愛 | その他選考 | 合計 |
|-------|------|-------|------|---------|----|-------|----|
| 一般事務職 | 3    | 3     | 4    | 0       | 1  | 0     | 11 |
| 消防吏員  | 0    | 0     | 3    | 0       | 0  | 0     | 3  |
| 計     | 3    | 3     | 7    | 0       | 1  | 0     | 14 |

※退職派遣後の採用、再任用職員、臨時的任用職員を除いています。

■職員の退職状況（H28年4月1日～H29年3月31日）

| 職種    | 定年退職 | 勤奨退職 | 普通退職 | 分限免職 | 懲戒免職 | 失職 | 死亡退職 | 合計 |
|-------|------|------|------|------|------|----|------|----|
| 一般事務職 | 5    | 1    | 2    | 0    | 0    | 0  | 0    | 8  |
| 消防吏員  | 3    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0  | 0    | 3  |
| 計     | 8    | 1    | 2    | 0    | 0    | 0  | 0    | 11 |

※退職派遣者、再任用後の離職者及び臨時的任用職員を除いています。

### ■職員数の推移

| 部門      | 年度   |      |      |      |      |      | 過去5年間の増減数(率) |
|---------|------|------|------|------|------|------|--------------|
|         | H24年 | H25年 | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 |              |
| 一般行政    | 300  | 289  | 276  | 274  | 263  | 268  | ▲32 (▲10.7%) |
| 教育      | 36   | 35   | 34   | 33   | 33   | 33   | ▲3 (▲8.3%)   |
| 消防      | 49   | 49   | 49   | 46   | 49   | 49   | 0 (-)        |
| 普通会計    | 385  | 373  | 359  | 353  | 345  | 350  | ▲35 (▲9.1%)  |
| 公営企業等会計 | 36   | 37   | 36   | 32   | 31   | 30   | ▲6 (▲16.7%)  |
| 総合計     | 421  | 410  | 395  | 385  | 376  | 380  | ▲41 (▲9.7%)  |

※各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。平成27年度から教育長は職員数に含まれません。

### 特別職の報酬等の状況

| 区分 | 給料月額 |          |
|----|------|----------|
|    | 市    | 長        |
| 給料 | 副市長  | 860,000円 |
|    | 教育長  | 700,000円 |
|    | 教育長  | 640,000円 |
| 区分 | 報酬月額 |          |
|    | 議長   | 議員       |
| 報酬 | 議長   | 410,000円 |
|    | 副議長  | 355,000円 |
|    | 議員   | 325,000円 |

### 職員の給与の状況

■H28年度の人件費（普通会計決算）

| 住民基本台帳人口 | 歳出額(A)       | 実質収支      | 人件費(B)      | 人件費率(B/A) |
|----------|--------------|-----------|-------------|-----------|
| 29,773人  | 19,761,398千円 | 370,880千円 | 3,814,184千円 | 19.3%     |

■H28年度の職員給与費（普通会計決算）

| 職員数(A) | 給与費         |           |           |             | 一人当たり給与費(B/A) |
|--------|-------------|-----------|-----------|-------------|---------------|
|        | 給料          | 職員手当      | 期末勤勉手当    | 計(B)        |               |
| 345人   | 1,419,528千円 | 194,077千円 | 564,930千円 | 2,178,535千円 | 6,315千円       |

※職員数は平成28年4月1日現在の人数であり、職員手当には退職手当を含みません。

■職員の初任給の状況（H29年4月1日現在）

| 区分    | 安芸高田市 | 広島県      | 国        |          |
|-------|-------|----------|----------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒   | 178,200円 | 184,800円 | 178,200円 |
|       | 高校卒   | 146,100円 | 150,500円 | 146,100円 |

■ラスパイレス指数の状況

| H26年  | H27年  | H28年  |
|-------|-------|-------|
| 100.6 | 100.8 | 101.0 |

※ラスパイレス指数  
国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数

☎総務課 職員係 ☎お太助フォン42-5611 ☎42-4376

## 家畜（動物）を飼養している方は飼養衛生管理状況の報告が必要です

家畜伝染病予防法が改正され、家畜業に限らず家畜を所有している方は、毎年「2月1日時点で飼育している家畜」の頭羽数、衛生管理状況について所轄する畜産事務所への報告が義務付けられています。

●牛・水牛・鹿・馬・羊・山羊・豚・いのしし

毎年4月15日までに報告

●鶏・あひる（あいがも含む）・うずら・きじ

だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥

毎年6月15日までに報告

※詳しくは「広島県ホームページ」（「定期報告」で検索）に掲載してあります。

■ホームページアドレス

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/85/kachiku-teikihoukoku.html

☎広島県西部畜産事務所・広島県西部家畜保健衛生所

☎082-423-2441

## お太助タクシーチケット使用上の注意

お太助タクシーチケットは重度障害者の方の外出支援のために交付されています。使用の際は以下を厳守してください。



- ・利用対象者本人（チケット印字のお名前の方）が乗車する時以外は使用できません。
- ・本人確認のため必ず身体障害者手帳などを乗務員に提示してください。
- ・市が指定する市内のタクシー業者のみで利用可能です（市内外どちらの移動でも利用可能です）。
- ・今年度交付したチケットの使用期限は平成30年3月31日までです。
- ・不正使用があった場合にはチケット相当分を返金していただくことになります。

☎社会福祉課 障害者福祉係 担当：益田

☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130

